

議案第 75 号

小松島市道路占用料条例の一部を改正する条例について

小松島市道路占用料条例（昭和 36 年小松島市条例第 19 号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年 9 月 3 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市道路占用料条例の一部を改正する条例

小松島市道路占用料条例（昭和36年小松島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「道路の占用のうち」を削り、「第6条」を「第6条第1項」に、「非課税とされるものを除くものについての」を「消費税を課さないこととされるもの以外の道路の占用に係る」に、「1. 08」を「1. 1」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後的小松島市道路占用料条例第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に許可をし、又は協議が成立した占用に係る占用料について適用し、同日前に許可をし、又は協議が成立した占用に係る占用料については、なお従前の例による。